

居宅介護・重度訪問介護 重要事項説明書

(令和7年 1月 1日 現在)

1. 事業者概要

名称	公益社団法人 信和会
所在地	京都市左京区田中飛鳥井町89
電話番号	075-712-9099
代表者	理事長 小林 充
設立年月	昭和30年 1月

2. 事業所概要

事業所	公益社団法人信和会 訪問看護ステーションたんぽぽ併設 ヘルパーステーションこでまり
所在地	京都市左京区田中飛鳥井町45
電話	075-724-0173
開設年月	平成12年4月 指定訪問介護 2660690021
事業所が行っている事業	平成29年7月 指定居宅介護・重度訪問介護事業所 〔事業所番号〕 2610681385

3. 事業所実施地域

サービス提供地域は、京都市左京区全域

※上記地域以外でもサービスを実施する場合があります。ご相談下さい。

※上記地域以外では交通費（実費）が発生致します。

4. 事業所の職員体制

職員体制	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	介護福祉士	1名	0名	1名	職員の管理及び相談等
サービス提供責任者	介護福祉士	5名	0名	5名	相談援助 サービス提供 調整業務 (内1名管理者兼務)
介護職員	介護福祉士	6名	4名	10名	居宅介護の提供 (内5名サービス提供責任者兼務)
介護職員	ヘルパー2級	0名	1名	1名	居宅介護の提供

5. サービス提供日および提供時間

営業日	月曜日～日曜日
通常営業時間	8時45分～16時45分 ※具体的な援助時間については、応相談

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 居宅介護及び重度訪問介護計画とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護及び重度訪問介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護及び重度訪問介護計画」は、市町村が決定した居宅介護及び重度訪問介護の「支給量」（受給者証に記載してあります）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護及び重度訪問介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくと共に、利用者の申し出によりいつでも見直すことができます。

(2) サービス区分および内容

- ①身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助を行います）
食事介助 清拭 入浴介助 体位変換 排泄介助 通院介助等
- ②家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います）
買い物 掃除 調理 洗濯等
- ③重度訪問介護

※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者様の

居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

- ※ 早朝（午前 6 時～午前 8 時）及び夜間（午後 6 時～午後 10 時）に提供するサービスは 25%加算、深夜（午後 10 時～午前 6 時）のサービスは 50%加算となります。
- ※ やむを得ない事情で、利用者様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- ※1 新規の訪問介護計画に基づき、サービス提供責任者が訪問又は同行した場合は200単位が加算されます。2カ月以上サービスが中断した場合も同様の扱いとなります。
- ※2 依頼に応じて、居宅介護及び重度訪問介護計画にない緊急・必要な訪問介護（身体）を実施した場合、緊急時訪問介護料が加算されます。

※次のサービスは（原則として）自立支援給付費の居宅介護及び重度訪問介護サービスでは提供できません。

- | | |
|--------------------------|------------------|
| × 利用者本人以外の洗濯・調理・買い物・布団干し | × 園芸（植木の剪定など） |
| × 主として利用者が使用する居室等以外の掃除 | × 花木の水やり |
| × 来客の応接（お茶、食事の手配など） | × 草むしり |
| × 自家用車の洗車・清掃 | × ペットの世話（犬の散歩など） |
| × 特別な手間をかけて行う料理（おせち料理など） | |
| × 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え | |
| × 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックス掛け | |
| × 室内外家屋の修理、ペンキ塗り | |

※ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

(3) 利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、自立支援給付費が支給されます。自立支援給付費は、当事業者が代理受領致しますので、利用者から受給者証の記載に基づいて

利用者本人及び扶養義務者の負担能力に応じ、市町村が決定する額（利用者負担額）

をお支払い頂きます。

(4) サービス利用にかかる実費負担額

- サービス提供に要する下記の費用は、自立支援給付費の対象とはなりませんので、実費をいただきます。

◎外出時同行するヘルパーのバス・電車等の料金。映画館等に入館する場合の入場料等。

- 交通費 ①通常の実施地域以外の場合、交通費の実費をいただきます。
交通費 □ 要（1回あたり・実費） 円
- ②通院介助や外出介助の時の交通費は利用者負担となります。
交通費 □ 要（1回あたり・実費） 円
- ③通常の実施地域で買い物や薬の受け取りを代行した場合、交通費は不要です。

- 水道・ガス代等 サービス実施のために利用した水道代・ガス代等は利用者負担となります。
- 電話代 利用者の自宅でサービス実施のために電話を利用した場合は利用者負担となります。
- コピー代 サービス提供記録等をコピーした場合は実費負担となります。

7. 支払方法

利用料、その他の費用は利用月ごとに計算し、請求いたします。

○口座引き落としの場合

銀行指定用紙に記載の上、職員にお渡しください。

都市銀行・郵便局は引き落としが可能です。

尚、引き落とし日は翌月の12日（土日祝日の場合は直後の平日）です。

※新規手続きの場合2～3ヶ月処理がかかる場合がありますのでご了承ください。

○現金の場合

職員が訪問時にいただきますので、よろしくをお願いします。

8. サービス利用を中止する場合のキャンセル料金規定

サービス提供までに連絡がなかった場合	利用料（またはサービス費用）の100%を請求します。
サービス提供日に連絡があった場合	利用料（またはサービス費用）の50%を請求します。
サービス提供日の前日までに連絡があった場合	キャンセル料は不要です。

※ ただし、利用者の急な病変、急な入院等の場合にはいたしません。

※ サービス利用を中止する場合は、お早めにご連絡下さい。

9. 緊急時・非常災害時の対応方法

(1) サービス提供中の緊急時の対応

サービス提供中に病状の変化などがあった場合は、速やかに主治医、救急隊、緊急連絡先（親族等）、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。緊急発生時の対応方法を記載した緊急対応表を、事前の打ち合わせにより作成して対応いたします。

(2) 居宅介護及び重度訪問介護計画に位置づけられていない緊急時の対応

居宅介護及び重度訪問介護計画に位置づけられていない緊急の訪問介護（身体介護が中心のものに限る）を希望する時は、以下の窓口で受け付けます。

緊急時訪問介護受付窓口	ヘルパーステーションこでまり 075-724-0173 管理者 または 各サービス提供責任者
緊急時訪問介護受付時間	月曜日～土曜日 8時45分～16時45分
緊急時訪問介護提供時間	24時間365日対応

※ 利用者または家族からの要請をうけてから24時間以内にサービスを行った場合は緊急時訪問介護加算が発生します。（訪問介護のみ）

(3) 非常災害時の対応

非常災害時は利用者の安全確保を最優先に、マニュアルに基づいて対応を行います。

10. 事故発生時の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合は、行政の窓口、利用者の家族、主治医等に連絡を行い、対処方法を検討のうえ、必要な措置を講じます。

※ 発生した事故の状況及び対応内容等については記録し、生じた原因の解明を行い、再発防止に努めます。

※ 利用者に対するサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。

11. 秘密保持の対応

事業所の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、退職後も含めて正当な理由がない限りこれを保持します。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

事業所は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所及び医療機関との連携をはかる場合等において、利用者の個人情報を用いませぬ。

12. 苦情等の受付について

当事業者における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けます。

○ご利用者相談窓口 ＜苦情受付窓口＞	事業所 訪問看護ステーションたんぼぼ併設 ヘルパーステーションこでまり 妹尾 真由美
○ご利用時間	月曜日～金曜日 8時45分～16時45分
○ご利用方法	電話 075-721-0173

京都市左京区保健福祉センター・障害保健福祉課	
○ご利用時間	月曜日～金曜日 9時00分～17時00分
○ご利用方法	電話 075-702-1000（代表）

京都府社協福祉サービス運営適正化委員会	
○受付時間	9：00～16：00（土日祝日を除く）
○電話	075-252-2152
○FAX	075-212-2450

年 月 日

居宅介護・重度訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

公益社団法人信和会 訪問看護ステーションたんぼぼ併設ヘルパーステーションこでまり
管理者名 妹尾 真由美

説明者 氏名 _____

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護・重度訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

(利用者)

住所 _____

氏名 _____

(代理人)

住所 _____

氏名 _____

利用者との関係 _____